

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
 規 制 の 名 称： (ア) 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設
(イ) 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設
 規 制 の 区 分： 新設 改正（拡充、緩和） 廃止 いずれかに○印を付す。
 担 当 部 局： 農林水産省経営局農地政策課
 評 価 実 施 時 期： 平成 30 年 1 月

1 規制の目的、内容及び必要性

規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

現在、相続未登記農地等は、全農地の約 2 割（93.4 万 ha）も存在している。このうち遊休農地となっているのは 6 %（5.4 万 ha）に過ぎないが、農業者の平均年齢が 67 歳であることを考えると、10 年後には今事実上の耕作者のいる相続未登記農地等についても多くのリタイアが見込まれ、現在耕作されている農地も遊休化し、国民に対する食料の安定供給という農地法の目的を達成できないおそれがある。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

農業者の高齢化や労働力不足が進む中で、生産技術の向上を活かして農作業の効率化・高度化を図るため、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにするニーズがあるが、現行制度上、このような取組は農地転用に該当するために、農地転用許可に係る事務手続や、土地の税制上の評価が上昇することが、農業者にとって負担となっている。

本改正を行わない場合、農業者が効率的な営農を行うことができず、農地が遊休化し、国民に対する食料の安定供給という農地法の目的を達成できないおそれがある。

（参考）

- ・ 65 歳以上の農業就業人口の割合：66.5 %（H29）
- ・ 農業就業人口：251 万人（H24） → 182 万人（H29）

課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

【課題及びその発生原因】

で記述したとおり。

【規制の新設及び緩和の内容】

共有者の一部が不明な農地について、農業委員会の探索・公示手続を経て、市町村の定める農

地利用集積計画により、20 年を限度として農地中間管理機構に対して利用権を設定することを可能とするものである。（本制度は、共有持分を有している者が不明な場合に、公示を行うことで、貸付けに同意したものとみなすこととしており、これらの者の共有持分に基づく所有権を一定の場合に制限するという意味で規制の新設に該当すると考えている。）

【規制以外の政策手段の検討】

本規制の対象である相当の探索を行っても名乗り出ない共有持分権者は、現れていない以上説得しようもなく、一定の手続の下でその権利を制限する以外に農地の効率的な利用（農地法第 2 条の 2 に基づく責務）は担保されない。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

【課題及びその発生原因】

で記述したとおり。

【規制の新設及び緩和の内容】

農地に農作物栽培の効率化又は高度化のための施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）を設置する場合において、事前に農業委員会に届け出ること、当該行為は農地転用に該当しないものとし、当該土地を引き続き農地と同様に取り扱うこととする。

（農地転用許可制度から届出制度へ規制を緩和する。）

あわせて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可を不要とする。

【規制以外の政策手段の検討】

非規制にする（農地転用許可だけでなく届出も不要にする）場合、行政機関によるチェックがないため違反転用が多数発生し、国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資するという、農地法の目的を達成できないおそれがあることから、規制緩和を選択したところである。

2 直接的な費用の把握

「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

【遵守費用について】

共有持分を有しているが不明な者に遵守費用は生じない。

【行政費用について】

本制度では、市町村の要請を受けた農業委員会は、新たに共有者の探索と公示を行うことが義務付けられる。これらに必要な費用としては、農業委員会が戸籍簿等を確認し共有者に郵送による意向確認等を行うことや、公示を行うためホームページ等に掲載するなどの事務手続を行うことを想定しており、この場合、1 件当たり 2 万円程度の費用が生じるものと推計される。

（積算上の考え方）

農業委員会による、戸籍簿等の確認、郵送・意向確認関係事務（9時間程度）及び公示関係事務（6時間程度）：計2日間程度×賃金単価 2万円程度

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

【遵守費用について】

農業委員会への届出に係る費用が発生する。（行政書士会連合会の報酬統計によると、農地法第4条第1項第7号（市街化区域内の農地転用の届出）に基づく届出は平均4.7万円となっている。）

【行政費用について】

現行制度上、全ての農地は、農地法に基づく 農業委員会による利用状況調査や、違反転用の是正措置等の対象となっている。

今回の見直し後に、農地に農作物栽培高度化施設が設置された場合、当該土地は引き続き農地のままであり、上記、の日常的な監督下にあることは変わらず、必要な監督のあり方が変わるだけで、費用自体が追加的に発生することはない。

規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

の【行政費用】で記述したとおり。

3 直接的な効果（便益）の把握

効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地が耕作されることによる収益が生じる効果が見込まれる。

相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地の遊休化によって発生する周辺農地等への悪影響（害虫や鳥獣被害、日照不足等）が防止される効果が見込まれる。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

農地転用許可制度から届出制度にすることにより、農業者の事務負担が軽減される。

農作物栽培高度化施設の設置により、農業の生産技術の向上を活かした農作業の効率化・高度化が図られ、農業における労働力不足の解消が見込まれる。

これらにより、農業者が効率的な営農を行うことができないことによる農地の遊休化を未然に防止する効果が見込まれる。

可能であれば便益（金銭価値化）を把握

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地が耕作されることによる収益が生じる効果については、例えばその農地に野菜を作付けした場合、155 千円 / 10a である。(野菜作の経営耕地 10a 当たり農業所得の全国平均。)

相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地が遊休化することによって発生する周辺農地等への悪影響(病虫害や鳥獣被害、日照不足等)の防止効果については、金銭価値化することは困難である。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

農地転用許可手続が不要となることから、農業者の事務負担が軽減される。(行政書士会連合会の報酬統計によると、農地法第4条許可申請に係る行政書士への報酬額は平均8万円となっており、農地法第4条第1項第7号に基づく届出は平均4.7万円となっており、約4割減少している。)

作業用台車の導入などによって農作業の効率化・高度化が図られ、農業における労働力不足の解消の効果が見込まれるが、その全ての効果を金銭価値化することは困難である。

農作業の効率化については、例えばトマトの施設栽培において、高所作業台車の導入によって、収穫等に要する作業時間が約1割向上した例(農林水産省生産局調べ)がある。また、トマトの養液栽培と高度な温度・湿度管理を併せて行うことで、施設栽培における平均的な収量と比較して約3倍の収量が得られた例(農業・食品産業技術総合研究機構調べ)や、農作業ロボットを活用した果実に触れないイチゴ収穫の省力化により4ha規模のハウスで年間10名分の人件費削減効果が得られた例(同機構調べ)があるが、金銭価値化されたデータはない。

規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設 で記述したとおり。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

競争評価チェックリストの結果、副次的な影響及び波及的な影響はない。

5 費用と効果(便益)の関係

明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化

できるか検証

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

(遵守費用)

遵守費用は発生しない。(上記 参照。)

(行政費用)

農業委員会による探索・公示に要する費用 2 万円程度 / 件が発生する。(上記 参照。)

(効果 (便益))

農地が耕作されることによる収益が生じる効果は、155 千円 / 10a である。(上記 参照。)

農地が遊休化することによって発生する周辺農地等への悪影響 (害虫や鳥獣被害、日照不足等) の防止効果については、金銭価値化することは困難であるが、効果は十分見込まれる。

以上により、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

(遵守費用)

農業委員会への届出に係る費用が発生する。(行政書士会連合会の報酬統計によると、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に基づく届出は平均 4.7 万円となっている。)(上記 参照。)

(行政費用)

現行制度上、全ての農地が、農地法に基づく 違反転用の是正措置や、農業委員会による利用状況調査を始めとする遊休農地措置等の対象となっている。

今回の規制緩和において、農地に農作物栽培高度化施設が設置された場合、当該土地は引き続き農地として取り扱われることとなるが、上記の範囲内で講じられる措置については、新たな行政費用は発生しない。(上記 参照。)

(効果 (便益))

農地転用許可手続が不要となることから、農業者の事務負担が軽減される。(行政書士会連合会の報酬統計によると、農地法第 4 条許可申請に係る行政書士への報酬額は平均 8 万円となっており、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に基づく届出は平均 4.7 万円となっており、約 4 割減少している。)(上記 参照。)

作業用台車の導入などによって農作業の効率化・高度化が図られ、農業における労働力不足の解消の効果が見込まれる。(トマトの施設栽培において、高所作業台車の導入によって、収穫等に要する作業時間が約 1 割向上した例がある。また、トマトの養液栽培と高度な温度・湿度管理を併せて行うことで、施設栽培における平均的な収量と比較して約 3 倍の収量が得られた例や、農作業ロボットを活用した果実に触れないイチゴ収穫の省力化により 4 ha 規模のハウスで年間 10 名分の人件費削減効果が得られた例がある (上記 参照。)。これらにより、農業者が効率的な営農を行うことができないことによる農地の遊休化を未然に防止する効果が見込まれる。

以上により、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。

6 代替案との比較

代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

- 1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設
上記 【規制以外の政策手段の検討】参照。
- 2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設
上記 【規制以外の政策手段の検討】参照。

7 その他の関連事項

評価の活用状況等の明記

特になし

8 事後評価の実施時期等

事後評価の実施時期の明記

改正法附則等において、改正法施行後、5年を目途に検討を行う条項を規定する予定である。

事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

遊休農地の発生状況について検証する。